

67-546



1200501281786

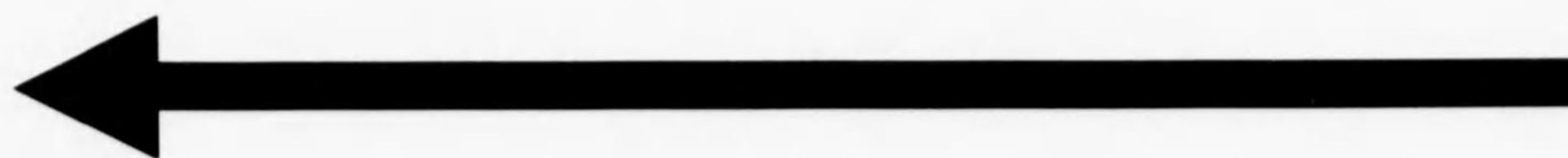
67

546

菟田郷土資料
編輯織田成益
衰記 山辺誠一編



始



67
546

菟田郷土資料
第一輯

織田盛衰記



織
田
盛
衰
記



本書ハ永享二年ノ寫本ニシテ今回本會ガ郷土資料トシ
テ奈良縣神職會囑託伊達市太郎先生ノ校閲ヲ經テ刊行
セルモノナリ

昭和十三年九月

菟田郷土史研究會

表	誤	正
三五	二九	二四
二〇	一九	一七
一五	一一	一一
一六	一六	一六
六六	五五	五五
五五	五五	五五
一一	一一	一一
頁	行	誤
三四	四三	四三
其儘のしし	其儘のしし	一字不明
葬禮は	葬禮は	葬禮す
〔勇敷事共也〕	〔勇敷事共也〕	勇敷事共也
行申七十九	行申七十九	行年七十九
御時	御時	其時
態使	態使	態々使
並方	並方	並方
煮	煮	煮
としとしかり	としとしかり	としかり
おいてい主	おいてい主	おいてい主
困窮し上に	困窮し上に	困窮の上に
大々趣	大々趣	右之趣
のそ笛	のそ笛	のそ笛
沙汰二日	沙汰二日	沙汰二日
迄も	迄も	三字不明
父	父	
正		

織田盛衰記

我が身こそ賢にもあらず徳もなし只物うかくと夜を明し日を打暮し何事も辨へたる事もなし

是其儘のししされともうき世の盛衰を思い出し書留る此一巻を見る時は善悪共に報もありこゝに平の朝臣織田上總介信長公と中候勇將は恭も桓武天皇の御末葉平相國さよもり公の御嫡男小松ノ内大臣重盛公の御二男三位ノ中將維盛公の血脈にて不思議に出生まし〜てすでに其名を日ノ本にあらわし給ふを勇々しけれ凡天下を七八分御手に入させ給ふ程のことなれば或時濃州より山越に遠州へ御出ありけるに敵方の曲者二ツ玉の鐵砲其間八九間にてまつ只中を打けるに公の御運や強かりけん御身に別義これなくて左の袖を打通す御供の人々驚て山に駆け入てさがし出さんといければ公御覽あつていや〜其まゝにさし置べし我運命つきなばたとい鉄穴石城に有とてもいかてか遁し申さんと大様に



御通り有ければ扱々希代の名將哉と各々私語通りける去程に威勢日々に増ければ不招に來り召さざるに隨ひ日本國之諸大名崇敬せざるはなかりける然處に一年足利十三代義昭公に頼れ給ひ尾州より都に供し奉て終に足利十三代の將軍と仰ぎ給ふ然に義昭公我儘有故信長公是をいさめ給へは返て謀叛を企給ふ故信長公は義昭を藝州へ追退け給へば彌々威勢は増しにける

然る所に天正十年六月二日明智光秀叛逆して京都本能寺にて終に御自害に及び給ふ御年四十八歳總見院殿贈大相國一品泰巖大居士と號す御嫡信忠公二條の城郭にて切腹なり御二男信雄公は尾州に居城し給ふかふ謂石田治部かむほんに組し關ヶ原破れて後浪々の身と成大阪天滿に忍び居給ふ

評して曰く斯様に成り果て給ふ事も偏に父信長公叡山の堂舎佛閣を燒三千坊の衆堂を不殘燒ころし給ふ其報ひなりしものかおそるべし

然る所に慶長十九年に大阪秀頼公と關東と御合戦に及ぶ其時節秀頼公より常眞公へ御使を以て一方の大將に頼申度よし申送らる常眞公は使者にむかい尊志の

趣委細相心得候併今少々相談事候へは此方より御返事可申上候と有ければ使者は城へそかへりける

一説に曰く信雄公つくと御思案在て秀頼は今勇盛なりと申せとも元來父信長公の家來筋是に隨ふ法やある家康は今敵の如なれども是は我石田に組せし故此方の越度なり其上一年秀吉我をほろぼさんとせし時家康の加勢に依て我命つゝがなししかれば此の恩廣大なり然れば一先當地を立さり時節を以て家康に附かんと思召それより先大阪を夜にまきれ忍び出京へ登り夫より北國加賀の宰相殿へ落着給ふ其の時の御供人は生駒三左衛門同彦左衛門大野忠左衛門菅谷九太夫其外飯田半兵衛若黨小者以上十人斗

斯て前田宰相は常眞公御入を殊之外御悅種々の馳走し給ふ然に加州兩年御逗留の内前田の子息五歳に成給ふを是を常眞公ゑぼし子に頼申度由公早速請合給ふ吉日選み取行い給右此いわれある故加州前田より和州織田家へ付届今にあるなり

然所に大阪一戰落城しければ天下安全の御悦万々年の折を見て京都諸司代板倉伊賀守殿より信雄公の義上聞に達す又加洲よりも大御所に達す東公御歸來被遊信雄公の御仕形御神妙の由仰出され上意に信雄公には御老身の御慰も有間敷候宇陀郡へ御移り候て鷹狩杯御慰可有との御事なり

御朱印の寫

今度常眞公宇陀郡へ御移りに付宇陀郡中三万八千石は御馬の飼料として生駒三左衛門に下し給ふものなり常眞公を能く守護可仕者也

朱印仍而如件

秀忠在判

元和二年二月

織田常眞公御内

生駒三左衛門

如斯御朱印等上意御念頃之段難有則御供仕宇陀郡松山町表かの地に家作り重て

永山屋敷へ家移り給ふ然所に寛永七年午の四月晦日に行年八十余歳にして御遠行則西山村領内徳源寺に葬禮は徳源院殿正二位前内府實巖眞公大居士と號す然所に御嫡津田伊豫守との御心短慮に依て御二男織田侍從出雲守殿御家續永山屋敷に住居し給ふ年老移り御隠居則ち御剃髮にて一巖公と申家來さつさ小左衛門百石取御相伴に剃髮して義齊と申同前田五左衛門同斷二百石取正齊と申何れも「勇敷事共也」然所延寶貳年どらの八月十八日行申七十九歳にて御遠行諸家中町人惣百姓迄悲歎の泪かきりなし則徳源寺に葬禮す瑞泉院殿中太夫拾遺補一巖宗徹大居士と號す御家督は織田侍從山城守長政公出雲守の嫡子なり此殿は自然にうたい能御すきにて上手の聞わありける故依之公方様御前の御能の節は譽人に山城守殿へ被仰付由前代未聞の晴れ業也

聞傳へ江戸御城内の玄關前に極樂橋と申橋有此橋は御三家の外御のり遊る事ならず手前より下馬之由なり然とも織田家は是を乗遊すとかや然所に或時出雲守殿山城殿一日に登城あり山城守御父公への禮儀を思召此橋の手前にて下馬し給

ふ御時出雲殿仰には何とて橋をのり遊さる後日に至つて後悔可す者なりとの御仰然とも山城殿は御父公禮の儀を思召下馬し給ふに是より例となり其後は諸大名並に手前にて下馬し給ふなり

察して曰山城殿此橋を下馬し給ふ事は父公の禮儀にて有まし御公儀の格式ならんとある時御老中より使者を以て大手門守の事申來る先其使者を留置酒杯振舞此方より態使を以て申遣され候様は只今御使者として大手門可相守との御事に候定而是は我等方への義にては有間敷と存候と申送らるゝ御老中の返答に成程夫は人違に候使者の不調法と御返答の由夫より以來伊豆守どの迄は御三家並に役なしにて御座候

然に山城守どのには和州在國の度に南都より能太夫役人を呼寄せ御能興行有之町人百姓等に御見せありければ皆々悦びうたいける

百姓評て曰尤御能御見物被下候事忝なく候へ共是は御殿様御すき故なり百姓には一厘なりとも御免狀下け被下候はば廣大の御じひならんと云々

去程に浮世の習ひ吉事は少し悪事は多しとかやうだの中山青源寺の小者に美若成ものあり住持に是を乞受け給い御寵愛不淺後には中山介ノ進と名を改めて知行四百五十石給はり用人頭と成にけり其上山城殿金子過分に御預の由然に介ノ進か計ひにて惣百姓に大分の果役を掛け取故に惣百姓困窮に及迷惑仕事大形なりぬ依之一郡の惣百姓連判山城殿在江戸の砌百姓惣代として平井村庄屋太兵衛五津村庄屋甚七郎貳人江戸に下り訴訟申上げれば此返答に訴訟の趣聞とどけ候追付御仰付可在候間夫迄町場に逗留可仕旨なり俸十五六日も過て二人を呼び出し頓ての内殿様御歸國被遊て御國にて委細可被仰付候罷登り候へし貳人悦登りける追付山城守様御登り有て仰被爲出候は惣百姓江戸へ下り殿中にて恥辱をあれへし其元何者の仕業と段々御詮義に終に二人は呼び出され右の太兵衛甚七郎子供三人以上五人をわねなくも別所川原上山ついのべといふ所にて終に死罪におこない給ふ是も衰微の先病なり

又其後山城殿御息女を遙かに江戸へ御婚禮成けるに程なく無縁にて御歸りの由

此御迎ひの爲におく家老淺津治左衛門 五百石 取江戸へ罷下りける

偕治左衛門は姫君を御供して登りける心に思ふ様はお姫様は女義なれば宇陀へ御歸り候ては京都杯御らん被成候事は有ましく幸此度京へ登り一見もやと思ひ付下部共は關より直に宇陀へ戻し其身は姫君の御供して都にさして登りける折節姫君長旅のつかれにや大津迄少々御腦まし／＼ければ京にて醫師を付是にて十四五日も隙取けるか誠に世上の世話言葉にも情はかへつてあたと成人の口はおそろしきものはなし淺津こそお姫さまに戀慕と賤輩中間の私語り終には親殿様の御耳に入以の外の御立腹姫君宇陀へ歸着其儘一間に押籠堅番を付給ふ又附の女中も銘々部屋に追押して終對面もなかりける

偕又淺津は是も其儘閉門にて以の外騒動なり治左衛門はつく／＼と思案し姫君の御乳人の方へ狀を遣はし申けるは其の身に誤りなき事はなにも女中方の御存なり中にも祐筆のおかなは此人子細末御存なし先々そなたよりおかなを頼み給はれと御乳人方へ申遣しける其狀御乳人へは不行してお袋屋へ届きける是に



よつて事は急に成にけり淺津寄子に生田安兵衛と云ふものあり彼に討手を仰付られ安兵衛彼治左衛門方へ行御見まいの由申入ける流石寄子の懐しさ是へ通せとありければ生田は近く差寄て何角と物語して小こゑに成て申ける我只今來事密々申度事候へ共爰は勝手近く候へは書院の方にて可申上と申淺津何の氣も付すいざこなたへと先に立書院の間に行所を安兵衛後より殿様御上意なりと云ふ言葉の下よりぬき打に切付る淺津振返りいかに安兵衛卑きよう成と言儘に刀を半分抜所へたたみかけて切ければ終にそこにてたふれける其時安兵衛はさあらぬ体にて台所へ立出淺津内室に向ひ申けるは殿様より治左衛門へは切腹を被仰付候間覺悟有かしと云捨て足ばやにそ歸りける内室胸打さはきおくへ行かんと思ひ行所淺津は血身ごろに成て刀をつるにつきよろほい出ける内方是を見ていかにや／＼とありければ一言もなくとうと倒れ其儘息はたわてけり評して曰淺津か安兵衛ひきやうと申事は我取立の者なれば先立て切腹も迫る筈のもの成に後よりだまし打にする殊に兼てより情を懸け置たるかおもなきもの

と恨みたる言葉成べし何様安兵衛は足輕風情か百石の祿を給る事偏に淺津か言葉の影成にだまし打はかいからて手をくわるゝの世話言葉に違ひなく且又姫君は生れ付惡女の由殊に心短氣常々亂心の躰に見わにける故江戸へ御下りして婿公と一問には終に一夜も枕ならべ給ぬ由にて不縁に成けるとかや淺津は年六十余色慾の有べき筈も見へず殊に内証富きなれば若シキヨクノアルナラハ京より美女を何十人も呼人なれども然るにヶ様のなんたい請る事現世の業といふべきか

去程に姫君のお乳の人平尾村法花宗妙福寺にて終に死罪と聞へける譬姫君治左衛門不義有女にもせよいるはいう程殿様の御はしもや淺津は七十近き早く隱居申付子息に家をつかせ知行を減じ候はば何角名の立事はなし若又不儀のなきならは害し其報い誰か身にかは引受ん是中山がはからいを用給ふ山城守どのも愚將なりヶ様の事打續も皆衰微の先病なり公方様より御馬壹匹拜領有ける是も程なく死てけり是より前に長山屋敷分内せはしとて新屋形造立ある可とて春日村

の領内大山を切崩し普請の用意成けるは一郡の惣百姓めいゝ渡世を差置いて人足に使はれければ百姓困窮限りなし其上室生山の太木を思ひのまゝに切取事其數しれず尤知行の領内とは申なから龍王神の御怒恐れさるこそうたてけれ漸くふしん成就とて御家移りの御祝義両日御能は美々敷次第なり

御能拵之次第

一玄關前に四間半に六間の舞臺御能十貳ばんなり明七つより初夜前迄なり初日は諸家中不掛^掛方^方の御用聞衆同町人一町に何十人と御定外様衆は上下町人ははおりにはおかま中食は一人前に三合宛のつくね飯二日目は一郡の惣百姓一村にて何十人づゝと是も庄屋はおりにはおかま中食右同斷煮^煮は氷こんにやく山のいもほしかふら二日共同事なり且又初日御能たか砂一番は山城守さま御自身に御舞譽人は京吳服所池田屋善右衛門なり尤前代未聞の興行なり然に元祿二己四月三日織田侍従山城守長政公御年六十余にして江戸にて御遠行成ければ諸家中町人惣百姓等悲歎の泪に暮にけり御死かい御登りありければ御菩提寺徳源寺

にて御葬禮の義式いとなみけり

御葬禮の次第

一番ニ足輕四人はかまももち馬乘明の羽はおり青竹の杖先拂なり

二番ニ徳源寺當住蜜雲和尚同宿衆末寺衆凡三十僧ばかり

三番ニ弓の射手組廿人白布のすほうはかま世上に用いるといふ類なり

四番ニ郷奉行町奉行代官等水色の着物水色の上下

大野忠左衛門 水野九郎右衛門

白小袖水色上下

五番ニ用人衆

瀧又右衛門 岡野權右衛門

六番ニ御位牌津田内藏之介 白小袖白上下茶せんかみ三十四才なり

七番ニ御輿並善の綱先先生駒主水跡三左衛門白小袖水色上下ちやせんかみ

御輿の左に生駒彦左衛門右に中山介之進出立同斷

御太刀左に中山六右衛門

白小袖色上下ゆいかみ

御長刀右に平山六郎兵衛

御輿の御跡に

永田傳左衛門矢野傳右衛門中將半左衛門

津田金兵衛嶺六左衛門梶川治左衛門

瀧三右衛門吉村角兵衛伴與左衛門

岡田十右衛門早川權兵衛山脇治兵衛

種村彌右衛門 何れも水色上下ちやせんかみ

八番ニ御引半自布にて惣方を包み舍人二人して是を引

此外若どう一人もなし皆々侍分の人々なり

但御遠行よりは四十日斗後の葬禮なれば何れも髪長一入あわれなり

伊豆守殿燒香の御名代には津田金兵衛相勤

法號は徳雲院殿中太夫拾遺補闕回巖宗頂大居士と號す

去程に織田四品伊豆守殿に御家督にて有けるに父公に替り常々小歌踊酒御數寄

之由依之稻木文内と申小姓召抱晝夜乱舞に暮し終ふ是より前方津田金兵衛三百

五十石中將半左衛門 二百石喧嘩にて貞亨四年三月三日の事成に中將は金兵衛が

家督に行き内へ申けるは拙者は只今徳源寺へ來り候貴殿は參詣有間敷候也御同

道可仕と申やりける程に金兵衛何心なく成程御供可申とて頓て表に出ける所を
 中將申けるは意趣は汝かむねに覺あらんと拔打に討ければ津田は七十近き老武
 者にて刀を抜隙もなくあへなくもついに空敷成にけり中將其儘刀ののりをおし
 ぬくいさやに納めしつゝと我家に歸り二人の小者は是を見て誰にかゝとい
 ふ事ならず行衛もしらず逃てけり此事其儘伊豆守殿へ聞へければ檢使として岡
 田十兵衛早川權兵衛供人數多引くして中將の家かたへ打越見れば門戸閉たり殿
 より御使の由にて門をたゞきければ瀧三郎右衛門是中將が實子瀧氏家へ養子なり門の
 くゝり少し明け半左衛門義金兵衛を打取候由只今歸り切腹仕ると申けるは早川
 岡田言ばを揃我々は殿さまより檢使に遣はされ候へば一目見可申と有ければい
 やはや御覽迄もなく兎角本氣とは見へ不申候亂心故と見へ申候か切腹はいささ
 よく仕候と申依て兩使は其儘歸りける

一説に曰中將か死骸兩人へ見せざるは其の外の挨拶にも何れも三郎右衛門でか
 したりと世上に風聞なり又此のけんくわは半左衛門我よめに戀慕あるといふ事

を金兵衛有人と物語傳へ聞て如此なり左様の義にて候哉何様中將は兼て覺悟有
 ける此前程に石塔を切自分に戒名を付置たりと成

梅樹院香花春開居士貞亨四年三月三日中將半左衛門政友如此拵置て相果ける
 瀧三郎兵衛に牢人の身と成けり

されはにや名花の種は植れとも次第にげんじ悪花の種は引捨る共絶さるとかや
 又相つゝいて江戸にては村尾喜左衛門二百石足輕頭を取立又兵衛と申もの有け
 る此者初は御小人成か喜左衛門取立にて拾石に二人ふち給はり喜左衛門寄子と
 なり然に此者大酒並吉原通ひに銀數多仕ひ過る故喜左衛門所へ呼寄其方御切米
 使捨て借銀致事言語道斷なり向後嗜有ならば其通左もなくば急度上へ申上べし
 としとしかりける又兵衛何とか思ひけん或日暮合過に喜左衛門は火も未ともさ
 すいねぶりし居る所へ飛かゝり只一刀に切て捨て刀をさやへ納る隙もなく羽織
 の下にかくし表門さして外へ出けると云々

此喜左衛門部屋より表門へ出るには屋敷の臺所通るとかや然に臺所を通り表門

へ出けるに中間外より貳升樽をさけて門のくぐりを越時又兵衛は内より出けるに樂々くみ合通るとかや然に中間台所へ來りて見れば我頭より血流れる中間申様くぐりに釘有りけるが我頭に當りしと申有合人々立寄て見て是は釘疵にてはなし刀の先にてかきたると申時やあ何者か村尾を切たると云程こそあれ万燈のこく出して尋けれ共何とも其わけしれさりけり夫より門々を戸さし人改をする所に又兵衛が見へさる故又方々尋れども行方さらになかりけり其時となり部やには生駒八郎兵衛十文字の槍引さけかけ出鬼神成とも某か突とめんどおとりまわる有様は喧嘩過ての捧ちきりとわらわんものこそなかりける去程に殿の重て御登りに御供して登りける宇多より生駒主水大津に付と其儘暇を出し勘當なり

追付山城守殿

此段は山城守殿存命中の事なれば爰に書時は前後の様候へ共

在江戸伊

豆守殿宇陀を御はつそく道中にて江戸の飛脚村尾の申上る此時喜左衛門か一子村尾三彌伊豆守御前におや喜左衛門は不慮の仕合御暇成被下候は、敵討申度

由願上げれば伊豆殿御指添之脇指を被下隨分首尾能討申せと仰依て三彌は夫より人をもつれずたゞ一人東路さして下りける

三彌定て方々尋候や年へて後彼又兵衛伊勢山中に居る由聞付ていせに參り則其近所となりて申様我は敵討に極らは打申度と語りければていしゆつく／＼聞て御物語のほども違無之候然は安々打せ可申とて我女房を納戸の口にねさせ置腹のいたみとかこ付て三彌は納戸の内にかくしおいてい主は彼醫師所へ行此方女ども俄にはらいたみ候間御覽被下候へかすと實しやかに申ければ又兵衛何心く單帯に丸腰にひよこ／＼と來て脈取諸腹に手を入れて様子見れ共何とも合点のゆかぬ病人去程に丸薬少取出しまゆをひそめて方々見廻し此薬にてよく成申さすは外に人を御頼と云捨て歸りけるてい主は手にあせ握り出るか／＼と待てども出ず跡にててい主申様打給はずやと言ければ三彌申様某も隨分と存候へ共後りよ人のとらへ申様にて得打申さす候今度慥に討申べし今一度呼申されかすと申依て又ていしゆはいしやの方へ行彼者はや何方へ落行けん其行方は見へさり

けり

てい主歸りて腹を立儲々其方は大たわけ是程に此方拵ても打事ならぬはかくは
爰に一夜もどめる事ならず其儘追出しけるとかや其の後何國にて敵を打たと言
事なしあはれなりける次第なり

去程に山城守殿御遠行の跡織田本伊豆守殿信武公の御家督なり然に御嫡男伊岐
殿には十八才に成せ給へ共五音のわから聞されは言葉わけ聞ぬ故中山六左衛門
を江戸へ下し晝夕そはに居て言葉づかいを教へけるとなん又打續て凶事成は米
奉行茂莉作兵衛は主君の手前引負して終に御暇出にけり又次に稻村善介は百
石之代官千両斗り引負にて夜中に欠落してけるに嚴敷御詮義有りけれども其行
方は知れざりしに後には大阪にて吉野や利右衛門と名を改め油屋仕の由に候
なり夫さへ有に爰に富永利兵衛是も米奉行にて少々勘定濟さるにより死罪に行
はれけり此利兵衛と申は信長公より御家來筋殊に出雲守殿山城守殿伊豆守殿迄
は三代の奉公人其上七十歳なれば勤所六十年成筋目と申年老と云知行にも御

成し可有所にわづかの勘定不足とて死罪とは何事ぞや此様の事も中山か仕業に
依るとかや然所に元祿七年七月時分に御ぼたい所徳源寺の修覆の義彼中山申出
し夫にも差圖をいたし先石垣より取掛り申べし大石數多取寄既に普請に及ける
其時大野忠左衛門生駒三左衛門田中五郎兵衛等寄合申けるは今度徳源寺普請の
義中山一身の才覺にて誰も談合無之事聞へざる仕方なり取不敢五郎兵衛申され
けるは此義は何も御存の通り徳源寺米と申事あり是を惣百姓に配分して借付置
候是を取立申との助之進の心底成へしと申ければ三左衛門聞て近年打續惡作殊
の外百姓困窮し上にそれを取立候はば百姓とも何を以て煙を立てん左あれはと
て普請も留がたし併爰に一つの思案先年山城守より中山に金子千両御預けと申
事傳へ承り候先此の算用之義且又百姓困窮に付川籾川紙木くるみ同御留山右五
ヶ所御願狀上ヶ申べし其上にて徳源寺拜借米十年切に御取立候様との事を訴訟
可仕と諸家中の面々に内通有ければ皆々同意有之而一々連判濟にける訴訟狀の
文にいわく

乍恐奉 口上書を以願上候御事

一近打續悪年にて惣百姓不作仕以外困窮に及候然は御憐を被加川簸同紙木同くるみ等今二三ヶ年之間百姓等に被下且又御留山のすそ拾間通り切掛是又被下候其上徳源寺御拜借米十年切に御取立被下候はば百姓等は漸く息繕可申候一御親殿様御在世の時金子千両介之進に御預けと承り此勘定の義不承候大々趣とも一々御聞分被爲遊被下候はば生々世々難有奉存候仍而如件

元祿七年七月 日

生駒三左衛門信包

田中五郎兵衛國虎

惣家中惣代
大野忠左衛門豊重

御殿様

拜下

如斯認差上げれ共伊豆守殿には只何となく稻木文内がなけ節に晝夜酒ゑんの暇もなし暮明させ給ひつゝ、何一左右もなかりけり殊更八月八朔の御祝儀或は名月

月見杯にも御遊興の事のみ斗にて免角の仰も無儘に過て九月に成にけり

又菊月は御悦とて様々の御遊び是にて九月も立果ぬ然に九月廿八日の事成に諸士登城御禮濟田中生駒に私語けるは今晚私宅へ御出待申候些物語申度事候と申に依て信包は彼國虎か方へ行給ふ國虎悦び先おくの間に請しつゝ、樂の挨拶事終り田中申ける様は偕何と思召候哉七月より願筋今に何の仰もなく物忘待ても居られまじ兎角某は明日御前へ出直に有無の仰を承ととけ申べしと云ければ生駒聞て成某とても左様の通同道にて登城せんと申國虎聞ていやゝ先某斗出へし貴殿重て跡を願候其上某は明日の品により貴殿にも二度對面致ぬ合点爲共社今晚申談なれと云ければ信包申されけるは尤の至さりなから短慮ばし出し給ふ事なかれと生駒は私宅へ歸りける明れば二十九日早朝に五郎兵衛妻子を近付右の赴委細に申聞せ首尾よく歸れば幸や若又品によつて歸らぬことに候はば武士の習なれは深くも歎く事もなかれ只今生の暇乞成して念比に申盃杯取替し勇々敷我が家を出にけり去程に田中五郎兵衛國虎は頓て登城を致しつゝ、直に御前に出

にける時に伊豆守殿御覽有やあ五郎兵衛いつに勝れ今朝は如何はやきと仰ければ國虎謹而申けるは私義は去七月比に御願差上置候處未何の上意も不承候に付若取次衆失念もやと存此義君の上聞に達し奉らんために今朝一入とく登城仕候由申ければ伊豆守殿聞召成程其義此方へ聞届置者也然共何角と數多き願ひ存寄も有の間此事許諾成かたし罷立とそ仰ける國虎重て申けるは數多不殘と申義にても無御座候何れにても六ヶ條の内一二ヶ條御免被下候は、難有奉存候と押返してそ申ける伊豆守殿しはし思案有夫ならば明日迄相延べし追而申付べしと御座を立せ給ふ所を國虎其のすそにすかり付いや今日尊意承度と強く申上ければ伊豆守殿大きに氣色を損し慮外千萬そこはなせはなさは打はなすと刀に手をかけ給ふ國虎ちつともさわがずさん候例令御手打に被遊候とも我恥ならず御手討君の御心に叶ふ時は是我君への御奉公恨る所少しもなしと持たるすそをはなさねは伊豆守殿もせん方なく腰刀をするりとぬき二刀三刀切付やれ出合と有ければ次の間に居合たる若侍二三人飛入おい／＼に切付ければ何かは以てた

まるべき國虎行年五十四才を一期として終に空しく成にけり田中五郎兵衛尉知
行四百石御年寄と申なり

曰田中國虎のしがい身内に有所の瘍以上九刀然は伊豆殿夜前の酒ゑんさめやらで手の内迫りしか偕は國虎が恐ろしさか刀のなまくらものにて有か手向せず首さしのべて居るものを夫程に切兼候事異國はしらす本朝には前代未聞のうわさならん偕死骸は麻生田村じをんじもらい境内に埋

戒名斷翁宗果居士田中五郎兵衛尉國虎又安定とも申然に養子市之亟年貳拾壹才養父國虎御前の首尾は如何と無心元まち案し居る處へ君よりの御使として黒崎半藏三宅太左衛門足輕同心引くして市之亟に申渡しけるは五郎兵衛儀君の御前にて慮外致すによつて御手討に遊候然共五郎兵衛内室養子市之亟義は御かまい無之候間其元を仕舞急而何方へ成とも立退べしとの上意と申ければ市之亟謹而上意之赴奉かしこまり候併親にて候五郎兵左衛手討に逢程の事ならば我々義も責て切腹程は可被仰付所上意違背仕かたしと申ければ兩人は言葉なくて歸りけ

る市之亟心靜かに家内取納め養母若とより小もの中間下女迄相添落着所を駈促し先立て送り出し其身は一人跡に残り追付申さんと偽りける大門小門戸口押開玄關の八疊しきに押至り諸はたぬいて一通の書置を認腹十文字にかき切て其太刀をのそ笛にさしとほし終に空しく成にけり角ともしらで三左衛門信包は昨夜五郎兵衛言葉末如何にとしても氣遣敷無心元とて書翰を以て五郎兵衛方へ尋に遣しける其狀に曰

態々一翰致啓上候昨晚は緩々得御意満足仕候佐而内々蜜事之義御前へ被達候哉又は未登城も無之候哉如何御左右尋度依家來川勝武太夫以申達候

恐懼謹言

九月廿九日

生駒三左衛門信包

田中五郎兵衛殿參

右之通相認老臣川勝武太夫に渡しける五郎兵衛居宅に行右の赴申ければ早朝より登城の由申に依て其儘御屋敷に行尋ければ早朝御登り有て奥に御入にて未御

出なしといふ然ば是を御届け可被下と彼狀箱を渡しければ其狀直に伊豆守殿披見有て扱て惡敷三左衛門五郎兵衛同罪急き討て來れとて山田平右衛門早川權兵衛岡田十右衛門矢野傳衛門右四人に足輕小者相添てしきりに被仰付跡より追々走着て三左衛門屋形を二重三重に取巻ける是は三左衛門兼て刀術を嗜者成は若返り打に而も逢べきかとの用心又は切腹致家に火杯かけ候はん事も無心元との用意とかや偕又御家舗にておくより侍壹人立出川勝武太夫に向ひ五郎兵衛事は只今御前において御相談の義候故今しばらく隙取べし其間夫にて相待申様に五郎兵衛被仰候間然は其間貴殿大小此方へ預け申べしと申ければ川勝聞て是は替りはたる事を承るものかな此大小は主人三左衛門より免されしものを御とがめ心得申さすと申ければいや殿様よりの御意則殿様へ御預りなれば相渡し可然と申川勝聞て殿様の御意と有ならば是非もなし然は殿様へ御預けとて大小をこそ渡しける

沙汰ニ曰武太夫も兼て刀術の嗜有其上大兵なれば若三左衛門討手の事聞候は

ば如何様の騒動をか仕成さんかと用心とこそ聞わけれ然に三左衛門首尾能打
 濟し候時大小を返し罷歸れとの申様武太夫は頓て立歸りければ早主人は討れ
 給ふ扱口をしやと齒齧をなしじだんだんで狂へ共其甲斐さらになかりけり
 角て早川權兵衛二百石山田平衛門岡田十衛門二百五十石矢野傳衛門百五十石右の人
 々は三左衛門屋敷に至り供人は門外に留置三人斗内に入御見舞の由申入ければ
 夫此方へとの御事にて四人打つれ入にけり生駒は何のきも付す羽織斗に出合是
 は珍敷御出と申其時早川申様いや我々は殿様の御上意の趣有て参り候といふ生
 駒聞て殿様の御意とあれは白衣にては恐れ有上下を着し承らんとすんと立て納
 戸へ入らんとする所を山田すかさす拔打に殿様の御意成と切付る三左衛門も
 持たる刃に手をかけ心得たりとふり返る所を殘三人一同にたゝみかけて切れ
 は終にそこにてたをれけり惜むべきは命なり三十八を一期として終空敷なりに
 けりそれより四人勝手に入男子二人も指ころし兄は六才松之介弟は四才藤之介
 花實も咲てちりはつるあはれと云もおろか成ける次第なり

沙汰ニ曰此生駒三左衛門は清和源氏の末葉甲斐の信玄公の孫として四郎勝信
 の二男なり然に父勝頼兄信勝は甲斐天目山にて生かいます今の三左衛門祖父三
 才にて次郎松王と申とかや去に依て彼家の室火おとしのよろいくわかた打た
 る太刀一ふりまんまく一張唐かしら一ヶ是又もなき珍敷重寶とかや紋は開き
 扇子なり又ふしきして開扇は佐竹の家の旗の紋なり武田家の末葉是を付る事
 如何いぶかし

然所に三左衛門父生駒伊塞老おくにて此事を聞付急ぎ立出三左衛門は主君の御
 意に背死罪にせらるゝより家來共一人にても出合御使者方へ手向ひ致者有之は
 曲事成べしと大音上にのしり給へば左右の出合者はなかりけり其後は彼伊塞
 老も座敷へ押籠番を付男女家來追出しければ無音城とて聲もせずあはれにも淺
 間敷ともいふべき詞もなかりけれ角て若黨中間下女も皆悉離散しければ殿より
 跡は闕所なり又三左衛門内室は津田藏之介信豊の姉なれば内藏介に御預り
 津田内藏之介は知行四百石惣侍大將なり伊豆守殿とはまたかりの従弟なり

去に依てあと式不殘封を付堅守りて居たりける然に中にも大切成御朱印あり其文にいわく

今度織田常眞公大阪立て加賀の宰相方へ落着偏に關東へ志深き段神妙の至併右に候へは宇陀郡へ引籠御心靜に御暮尤に候依之馬の飼料として宇陀郡中三万八千石の領地は生駒三左衛門に下し給る者なり信雄公を隨分守護可仕者なり仍て朱印如件

御朱印 秀忠 在判

元和三年五月 日

織田常眞公御内

拜受 生駒三左衛門とのへ

如斯御朱印を伊豆守殿御覽有之候而驚き給ふ扱て今迄は斯様之事ともしらすりしか然は代々三左衛門に扶持を請暮居こそ是非なしとむねにせまりてこたへけり夫より朝夕の御膳たにもしかくくと通し得さる事こそはりなり

評して曰是程大切成御朱印何方に有といふ事を不知ウカくと暮されし伊豆守殿は大方の鈍き大將それに奉公仕侍びちいからし我ありかをに振ふ事大方ならぬたわけなり

此事を世上の人は聞傳へ借はいとおしき三左衛門殿五郎兵衛なりにくき者は中山と物語いはぬ人はなし日月に關守なければ此間九月廿九日より十一月一日迄の内諸侍いろくの手くたこと何かとせん無神月もはや過て霜月朔日の事成に御屋敷始て惣家中の人々走違い何屋らんしかくとの様子もしらす上を下へと騒動す町人も肝を消し是は又事か出來たか只事ならぬ御屋敷の騒動と共にさわぐぞことほりなり

然所に町奉行よりふれけるは殿様御氣色悪敷候間町人共蜜々致可申様且又火用心名々急度可申付候へば町人共表の戸をさしこゑ高に致ましとふれさせけり上下の者共いか有とかたつをのみ手にあせ握て居たりけり最早其日も暮て初夜之比に成ける時殿様御遠行と觸ける彌鳴もしつまりけり

沙汰二曰伊豆守殿御自害は朔日早朝の事成べしいかなれば中山六右衛門朔日朝

五つ時分に殿様御煩ひと申京へ醫師を呼に參由にて早馬にて供人五六人召くして追欠出し丹波市迄行所に跡より飛脚欠出し丹波市にて追付殿様御遠行と申に依て丹波市より取てかへし宇陀へは七ツ時分に歸着致候然は丹波市へ飛脚と町中へ御遠行ふれば時刻はと大き成相違其の上急病人を見て京迄醫師を呼に行といふ事何共合点の參らぬ仕形大たわけ共の寄合後には肝は潰れける一説ニ曰三左衛門五郎兵衛死罪の後尾張中納言殿より内庄に申來候御家來死ざいの事御公儀表申分有之候はば其通り若申分無之候はば急き切腹なく候ては家斷滅可被成旨仰越され候故此内通を聞て伊豆守殿も絶食し給ふとなり實にや螢火は包とすれと隠れなく早京都に洩れ聞へ御公儀の御檢使として淺野隼人正増田源右衛門殿右御兩人宇陀の屋敷へ御入來有之隼人正殿御公儀よりの御朱印金札を首に掛伊豆守の死がいに一禮有之後には丸はたかにして委細に吟味をとげはや京都へ歸り給ふ去程に御檢使相濟候故徳源寺へ葬禮をいとなみける然共前代に事かわり夜に入て其道すじはじしんばんおかざりけり勿論町中一

人にて通ことを制すれば犬猫に至る迄内へ引込火を消して行通ふ者はなかりける扱又家中の内にては或は遠慮或は閉門にて野邊の御供もなきとかや

圓明院殿中太夫豆州刺史定巖宗惠大居士

織田伊豆守殿とは此事なり

御命日は十一月一日なれ共一日は朔日なるに依て霜月晦日と日取を致よし其後江戸の上意に依て丹波國柏原の地二万石の所へ國替被仰付者なり依之騒動はしつまりけり御公儀より屋敷請取のため武士數多入來り則中山助ノ進帳面を以て一々引渡しける哀なりける次第なり此の間に一郡の惣百姓は哀此度御藏に成かして伊勢へ參り吉野へ祈禱又二三ヶ村申合伊勢にて大々神樂其費是又數多の事なり

御朱印之寫

今度壹岐守父伊豆守殿家來死罪の事其罪不分明依之二万八千石を召上新地二万石被下者也朱印如件

御朱印源綱吉在判

元祿八年亥二月

織田壹岐守殿

依之諸家中不殘丹州へ越跡は御公儀上りもの大分金銀入て造り立たる新屋敷も賣は所代二足三文わらしせんの内も當られぬ有様なり

評して曰元來常眞公出雲守山城守殿右三代は長山屋形にて濟置候に伊豆守殿時代に至りて分内せはしとて新屋形の普譜有なり大分金銀の入用是皆惣百姓に難儀に及ふ其上新屋形は永山屋敷より丑寅に當る所に大名の威を以て押て普譜と下々にては申なり夫さへあるに室生山の大木を思ひの儘に切取給ふ誠に龍王之御たゝり又此寺は本尊弘法大師の影なり寺は京都安井門主の末寺此木切に付安井よりとかめけれども織田知行の内殊に大名兎角安井門主も云捨て後にはしらぬ躰とかや爰に一つ可咲敷事有所替の後町人衆寄合談合しけるは御屋形のみ故に諸事商内事も數無し然に何とぞ御願申上二度若殿様宇陀へ御歸來有様と

段々申合ければはや六七十人斗一味して一々連判相ととのふ其内上茶町はていや重三郎下中町はりまや吉十郎小出口町こんや太兵衛右三人江戸へ下り願書を以て申上げれば御役人衆以外に御しかりおのらは下々として上をはからふ奴原哉おのらが指圖を受けて天下の仕置を可致や罷歸れ江戸中に一宿も成がたしとて江戸はづれ迄人夫を付追出しければ彼三人は江戸に一日逗留もなく數ごとく宇陀に歸るとかや扱又宇陀に歸り路銀の算用に至り中々路銀出す者なし然共是は何方へ届け申さん故もなし後には中間の破れとやらに成りけりとかや爰に又事の哀をとゝめしは津田の親子に留ける津田伊豫守とのと申は織田出雲守殿御舎兄にて宇陀郡中二万八千石を御手に握り給ふ筈の人なれども御心短慮成故御公儀より御弟出雲守殿に家督を被仰付ける依之其身は岩清水村へ隠居出雲守殿より五十人扶持被遣然共出雲守殿伊豫守殿御兄弟ながら遠行の後此伊豫守殿御嫡男に津田彌次右衛門尉尙定と申有山城守殿とは從弟なり然るに山城殿是を呼出し五百石の知行被下ける且又尙定の子息に津田四郎左衛門定房に三百

石おや子合八百石納給ふ折節四郎左衛門弟おや尙定心に不叶由にて手討にし給ふ由山城守殿聞召其儘御暇出にけり則芳野村新谷と申所に浪居し給ふ然に生駒三左衛門自分の知行の内よりも

此時は外記殿剃髪して惠齊と申四郎左衛門は名字替り牧野八郎右衛門と名乗

おや子の内へ十五人扶持被遣然に此人先非を悔て責てはぼだいの道にも入らばそれ程迄は有ましきに一生の内鹿甲鳥は云に及はす牛をころし料理にし八十才に及て毎々のせつしやうは淺間敷有様なり又は家來者共のおやの命日しやうじんに態々魚類を喰する事非道と云ふも不足なり

扱又子息牧野八郎右衛門は是より十年斗以前より足腰立す病の床に伏けるが斯の始末に成故に爲方つきて妹むこを頼み小坂に年越居給ふを終に明れは元祿八年六月十日に年五十六才にて小坂にて病死す遺言に依て死骸は三輪極樂寺へ持参り極樂寺院内に埋といふとも誰か一人墓参り石塔もあらされは余りに哀に思ひつ、寺内住居の坊主是は此人々に内々は知音成に依て自然石を尋出し石塔を

置ける

戒名は

長生院達眞惠照禪定門 元祿八年 俗名牧野八郎左衛門
六月十日 年五十六歳

右之ことく有ければ後々迄も 父外記惠齊の往生は十二月廿七日の事なり

しに誰か出入者もなし漸常々出入となりの者二人して古桶に押込棒一本にて世話に云釋迦荷ひ夜に入て岩清水貴明寺送りけるよし後々彼寺にて尋れども其墓も知れさりけり是と申も現世にて余殺生致故只目前のむくいならんかおそるべ

し~~~~

沙汰に曰伊豆守殿自害追腹仕者有といふ又伊豆守自害仕損し有に依てそばに居合せたる侍頓て手傳申たりと云成程自害の様子人の手傳へ有由なり御檢使隼人殿仰にては伊豆守左太刀なり然に自害之仕損し在し時手傳い候者余の侍衆立かかりさし殺して追腹と披露するよし取々の噂なり是は定て稻木文内にて有らんか此文内か行末のこと知れずとなりのと笛に右より一刀左より一

67
546

刀の疵有之よし申候なり此節は分明なり

法名 立本宗矩居士 生名 生駒伊塞 寶永四年正月十八日 丹州柏原ニ死去

雪江義自信士 元祿七年 俗名生駒三左衛門尉信包 九月廿九日

真岸宗如信士 同年 舍弟生駒字右衛門尉 同 斷

宗菴童子 三左衛門殿子息

宗霰童子 同 斷

昭和十三年十月十日印刷
昭和十三年十月十五日發行

【非賣品】

奈良縣宇陀郡松山町大字上二〇一五番地

編輯者 山 邊 誠 一

奈良縣宇陀郡松山町大字上中

印刷者 原 野 芳 治

奈良縣宇陀郡松山町大字上中

印刷所 原 野 弘 文 舎

奈良縣宇陀郡松山町役場内

發行所 菟田郷土史研究會

67
546

終